

平成22年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

平成22年 1月12日(火)

午後 4時30分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君 教育委員長 植 木 和 美 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生 沼 篤 司 君	総務課長	神 憲 彦 君
地域開発課長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	辻 広 治 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	篠 原 毅 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 川 嶋 智 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 1 号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について

議案第 2 号 北空知衛生センター組合理約の一部を変更する規約について

議案第 3 号 平成 21 年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席人員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成22年第1回沼田町議会臨時会を開催致します。これからの本日の会議を致します。本日の議事日程はお手元の配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、大沼議員、及び5番、絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第1号。中・北空知廃棄物処理広域連合の設置についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第1号、中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町及び北竜町とごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置する。平成22年1月12日提出、町長名でございます。

規約文でございますが、全文の朗読は省略させていただき、条文の要点について説明させていただきます。

第1条には広域連合の名称として、中・北空知廃棄物処理広域連合としております。

第2条には広域連合を組織する地方公共団体の5市9町の市町名を記載しており

ます。

第3条には広域連合の区域を定めております。

第4条では広域連合の処理する事務として、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務と規定しております。

第5条では、地方自治法に定められている広域連合の作成する広域計画の項目を定めてございます。次の頁をお開きをいただきたいと思います。2行目後段でございますが、広域連合、関係市町、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合との連携について定めることを規定をしております。この中にはゴミの減量化等々構成団体の果たすべき役割を盛り込まれていくものと考えてございます。

第6条には広域連合の事務所の位置といたしまして、施設が完成するまでの間の住所を歌志内市字本町1027番地の1ということで、歌志内市観光館ということで記載をしております。

第7条におきましては広域連合の議会の組織でございます、広域連合の議会議員の定数を18人と定めており、第8条におきましては広域連合議会議員の選挙の方法として、第2項では市町村ごとの議員数等の定めとなっております。第2項の定数では1名を越える議員数の3市への配分につきましては、人口、ごみ量割を基準として行ったものでございます。

次の頁をお開きをいただきたいと思います。第9条でございますが、広域連合議員の任期といたしまして、関係市町の議会議員の任期によると定め、第10条におきましては広域連合の議会の議長、及び副議長に関する選出数とその方法、任期に関する規定となっております。

第11条におきましては後期連合の執行機関の組織といたしまして、広域連合長1名、副広域連合長13名これにつきましては第12条第3項のとおり、連合長以外の関係市町長が当たるという風に規定をされてございます。更に加えて会計管理者1名の設置を定めたものでございます。

第12条でございますが執行機関の選任の方法について規定をさしていただいております。

第13条におきましては執行機関の任期、それから第14条におきましては補助職員についての規定となっております。

第15条におきましては選挙管理委員会に関する規定として、人数は4名任期は4年という風に定めてございます。

次の頁をお開きをいただきたいと思います。第16条では監査委員2名に関する選出区分、任期等の規定となっております。

第17条におきましては経費の支弁の方法、収入とすべき財源の種類を規定をし

てございます。第2項におきましては各市町の負担割合と致しまして、(1)施設の建設に要する経費につきましては均等割10%、及び固定ゴミ量割90%とする。この均等割りの算定基礎につきましては関係市町村の数により、固定ゴミ量割の算定基礎は平成18年から平成20年までの3ヵ年平均のゴミ量という風に規定をしてございます。(2)でございますが、上記の経費を除くその他の経費という事で、維持管理費でございます。これにつきましては全てゴミ量割という事で規定をしてございまして、ゴミ量割の算定基礎につきましても過去3ヵ年平均のゴミ量によるものと規定をし、ゴミの減量化が費用負担の軽減に繋がることとなっております。

第18条におきましては、連合長への権限の委任を規定した条項となっております。

附則につきましては、本規約の施行日等に関する例となっております。規約につきましては知事の許可のあった日から施行するという事で、ただし第4条に規定する事務の内、焼却施設の設置以外の事務、すなわち維持管理につきましては広域連合とは別に定める日から施行するという事でございます。

提案理由を申し上げます、沼田町における排出される一般廃棄物のうち、可燃ごみにつきましては平成9年ゴミ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づくゴミ処理方式の広域化に伴いまして、中北空知地域14市町の可燃ごみを処理する方法として株式会社エコバレー歌志内に焼却処理を委託することといたして、平成15年から平成30年までの15年間の処理を約束し、5年毎の委託契約を結んでいたところでございます。昨年4月エコバレー歌志内から経営悪化による委託契約の解消の申し出があり、これを承諾し今後のゴミ処理法方を5市9町において検討致しました結果、5市9町により可燃ごみの焼却施設を建設することで合意をいたしましたことから、可燃ごみ処理、焼却処理のため組織名称を中北空知廃棄物処理広域連合とする広域連合規約につきまして、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上説明とさせていただきますご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）私は広域連合で処理すること自体、一応反対の立場をとっています。何しろこれまで住民に対する説明だとかね、それからゴミをいかに減らすかというようなね、そういう住民のゴミに対するね議論というのがまったく組織されないままにですね、広域連合に議員の人たちもどういう風にそういう討議をし

たのかちょっと内容も分からないですよ、でそういう進め方でとにかく広域連合ありきで進められてきたってことでね、私はゴミは先程言ったように減らさんきゃならんって立場でやると、広域連合でやるより、もとにかく箱物にも時間それから金もかかるわけですね、ですから本来ならやっぱり域内処理が一番正しいと思っています。それからですね、なんちゅうかその広域連合で大型の焼却施設を作るちゅうのをね、なんかどこかの業者がとにかく刺さりこんでね道に対してそういう方向進めさすそういうような状況があるらしんですね、ですから私はやっぱりもっと小規模な焼却炉、どんどん開発されているんでもっと金のかからない方向で、もっと時間をかけて、初めから広域連合ありきだったから何もやってないと思うんですね、そういう議論を進めていくべきだったという風な立場からこれには反対したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。本案に賛成の方は挙手をお願い致します。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数につき本案は原案のとおり決することになりました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第2号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第2号、北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法昭和22年法律67号、第286条第1項の規定により北空知衛生センター組合規約の一部を次のように変更する。平成22年1月12日提出、町長名でございます。

〔以下、規約を朗読。〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）別紙に配布させていただきました、新旧対照表にございますように、第3条につきましては共同処理する事務の規程。第13条第2項につきましては費用負担の割合を規定する条文でございます。両条文に焼却処分を除くを加える変更となってございます。附則（施行期日）1 この規約は北海道知事の許可のあった日から施行する、経過措置でございますけれども新たに焼却施設が供用開始となるまでの間は現在のエコバレー歌志内を利用した可燃ごみの処理方法を継続することを規定したものとなっておりますので、朗読の方は省略させていただきますと存じます。

提案理由を申し上げます、沼田町において排出されます一般廃棄物のうち可燃ごみの処理につきましては、新たに広域連合を組織し焼却施設を建設し、可燃ごみの焼却処分を実施をする為、処分する業務がふたつの組織に重複することを避けるために、北空知衛生センター組合規約から焼却処分に関する事務及び経費に関する事項を除外する規約の変更が必要となるもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。ただし、集積と運搬に関する中間処理業務はこれまで同様に指定される期日まで実施をすることとなります。以上説明とさせていただきます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第3号。平成21年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第3号、平成21年度沼田町一般会計補正予算について。平成21年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成22年1月12日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第7号1頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（第1条省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）次の頁をお開きを願いたいと思います。第1表債務負担行為であります、設定する事項といたしましては平成21年度冷湿害等緊急対策資金利子補給でございます、期間につきましては平成22年度から平成26年度まで限度額を332万6千円とするものでございます。これにつきましては、平成21年度冷湿害等緊急対策資金の融資に伴います、利子補給を行うための債務負担行為の設定でございます、対象農家が54戸、資金の貸付総額1億2697万円でございます。5年償還で貸付利率が1.1%でございます。内町が0.9%補

給を致しまして、末端農業者負担を0.2%とするものでございます。平成22年度から償還が発生をいたしまして、5ヵ年にわたる利子補給総額が332万6千円となることから、この額を限度と致しまして債務負担行為を設定をしたものでございます。なお、最終頁に債務負担行為に係ります支出予定額等に関する調書を添付してございますのでお目通しを願いたいと思います。

次に6頁をお開きを願いたいと思います。6頁歳出でありますけれども、この予算のみでは補正予算とはならない案件ではありますけれども、今回債務負担行為の設定と併せて補正予算とさせていただいたものでございます。6款の農林水産業費1項農業費12目農業支援自習農場運営費でございます。補正額は発生してございません、17節の公有財産購入費でございますが、78万5千円、動物購入費として増額補正をさせていただいたものでございます。社団法人のジェネティクス北海道より現場後代牛、現場後代検定牛の購入依頼が12月にあったところでございまして、町と致しましては19年度と20年度に各4頭づつこのジェネティクスより購入いたしておりまして、一般の市場価格での購入と比較して価格が低いこと、それから事業協力金その他肉質に応じた特別奨励金、こういったものが支払われるなど、優位性が高いということから次年度22年度購入予定をいたしております14頭の内4頭分を前倒しをして、購入することとしたものでございます。

なお、これら購入財源につきましては、11節で飼料費を減額いたしております。飼料費の単価の減等による差額を充当したことにしてございます。以上で平成21年度一般会計の補正予算第7号の説明とさせていただきます、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）今の牛の関係でございすけども、もうちょっとわかりやすく説明していただいてよろしいです。例えばあの現場抗、その辺もうちょっと。

○議長（杉本邦雄議長）農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）私の方からジェネティックスの関係なんですが、実は現場後代検定牛というのがですね、種牛のまだ市場に出てないっていうか、評価があまりされてない牛、種牛を繁殖牛につけましてですねその牛を使用して、牧場等に使用してもらって、その肉の評価肥育をかけてですね、市場に出した後の評価を見ていくというようなもので、その評価によってですねその種牛の種ですかそういうものの評価もまたされていくとそういった事業をやっている会社でございまして、それをその種によっての子牛を導入してですね肥育かけて出したこと、出すことによってですね、評価がどういう風になっていくのか、そういったものをきちんと報告しなきゃいけないんですが、その報告をしてもらうというようなことを、

肥育をしてもらうということで、子牛の価格が非常に安く入ると、市場価格よりも非常に安く入るというものでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）はい、大体分かったかな、分かんないかなって感じ。たまたま今回1月に山岡さんがねこちらの方になんちゅうのかな、人事異動になりましたよねそれで牛は今現在牧場の方に何頭ぐらいいて、牛に携わってる職員さんが何人いらしゃるのか、それと牛が例えば病気になったりするっていうこともあるかと思うんだけどね、その辺の例えば予防策っていうのはどういう風に今後とられる予定ですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）大変申し訳ありませんでした、現在の使用頭数の関係についてはですね、正確に何頭という言えませんが、今のところ40少なくいと思います。申し訳ございませんあとで答えさせていただきます。それから牛の病気、今の牛の方の体制、必要な体制でございますが、今中野、失礼しました2人農場の職員でですね、2人牛の世話をするようにしております。2人といひましてもですね休日とか色々ありますので、その辺は農場の中で連携を取りながらやっておりますし、現在山岡こっちの方きておりますが、午前中は牛の世話の方に当たっております。それから病気の関係ですが病気の発生した場合にはですね、飼育担当している判断によりましてですね、獣医さんだったり適切な処置をしていくように処理をさせていただいてるというのが現状です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）わかりました、就農支援実習農場の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、ちょっと言葉が見つからないんですが、あの町長ね実習農場生がああ、なんちゅうのかな言葉が悪いんだけどいなくなったというのか脱走したというのか、逃げたというのかちょっとわかんないんですが、その辺あの議会の方にお知らせなかった理由をちょっとお尋ねしたいなと思うんですが、なんかまづいことがあったんでしょうか、僕らね全然知らなかったんですが、実は町民の皆さんからその実習農場からの子どもがいなくなったんだねと、言われてはいつていう話、ま支援センターかい、支援センターのね子どもらですよ、それ何故教えていただけなかったのか、教える理由がないのかあるのか、私達支援センターも含めて実習農場にもそれぞれに皆の考えの中で、いるかと思うんですがそれはあの何故教えていただけなかったのか、差し支えなければお知らせ願いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）特別どうこうのという理由はありませんですね、一般の家庭の子ども達が家出をすると同じような状況いう風にご理解頂きたいという風に

思います。

そうした状況の中で町内で警察の力を借りたりですね、色んな面でそうした捜索もしながら家出人の捜査というこでやっておりまして、議会の議員の皆さん方にその案件についてこの場合は報告するまでもないだろうということで終わりましたんでご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）結果的には無事に戻って来たと聞いてるんですが、その辺はどういう風になったかだけ教えていただけますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、開発課長。はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あまり詳しく申し上げるべきことでありませんので、あとで私の方で聞いた状況では、この近辺でちょっと寝泊りしたということで自発的にセンターの方に戻られたと、その結果センターとしては4人の内の3人となんかちょっとやっぱ合わなかったみたいですね、それでこれ以上センターにおいといても更正するのにやっぱり支障があるということで、措置変えをしたと言いますか他のところへ移して、現在のところはその3名をそのままおりましてまた新しく1人入りましたんで4名の体制でやってるという状況です。センターとしてもですね若干あの対応が何て言いますか、反省すべきところがあったということを言っておりますんで、この教訓を活かしながらですね今後そういうことが起きないように、できるだけ家出だとかそういうことがないようにですねやっていただくように、私どもの方からもお願いしておりますのでご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）次にですね、こないだ就農実習農場の方でねトラクターがはまったとかひっくり返ったとかって話聞いたんですけども、その辺の形っていうのはどういう風に対処されたのか、お知らせ願いますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）タイヤショベルですか、ちょっと路肩っていうかビニールハウスの除雪をしてたわけなんですけど、その除雪をして際にですね踏み固めたところからちょっと外れて脱輪をしたと、脱輪をしたんですけどもどうにか出れるんでないかなというようなことで、ちょっとやったんですけど状況がかえって悪くなってですね、ローダーっていうかそういうなもので引っ張ると転倒する恐れがあるというようなことで、クレーン車ですかを出してですね出しました。機械そのもの、ローダー失礼、タイヤショベルそのものには大きな損傷がなかったんですけども、ローダー失礼しました、クレーン車等をですねやったことによって負担が生じたところですけども、加入している組合、共済関係ですかの自動車保険ですかの関係との協議の結果ですね、それが全部保険の方ででるというようなことに

なっております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）それはわかりました、就農支援センターではね今ちょっと話題になってるんですが、農耕用のトラクターとかそれからトレーラーっていうものは使ってますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）トレーラーはございませんけども、農耕用トラクターは、作業関係ですね装置の再送ですかとかそういったもには使っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）今、就農センターでは使っていないっちゃうことだからいいんですが、あの町長お尋ねしたいんですが今農耕用のトラクターの関係ちゅうかトレーラーの関係が非常に話題になってございます。それであのこれはあの町のほうとして現状でどういう風に理解をしているのか、お尋ねしてもよろしゅうございますか。トレーラーについて、農耕用のトレーラーについて。

○議長（杉本邦雄議長）大沼議員ちよともう一回。

○4番（大沼恒雄議員）ちょっと言い方が悪かったようですね、今の農耕用のトラクターで、ごめんなさいトレーラーについて町の方ではどの程度現状の把握をしているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）今あの私どもがちょっと確認をしている部分ではですね、農耕用の、農耕用っていうかトレーラーですか、牽引をされているトレーラー関係がああ自動車の、道路交通法の中でですねきちっとあのブレーキだとか、そういった牽引をされる物を装備されていなければそれは牽引をしてはならないと、そういうような物が今あの農家、今の現状の農家さんの方ではそういう整備をしたトレーラーを備えてる方が少ないと、今後そういったものを変えていかなければならないっていうようなことでですね話は聞いてはおります。で町として私ども農業振興課、農業っていうか町としてこれがどういうこと、どう対応してくかとかそういったことについてはですね、法律上道路を運行できない物をですねこれを無理に運行させるとかそういったことはできませんので、今状況としては私どもが周知、聞いている範囲ではそういったものが非常に多くあるということは承知しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）今あの農家個数が大体160戸くらいですよ、でその中でトレーラーを使って、トレーラーの台数が大体200台くらいはあるんじゃないかって聞いているんですよ、それであのトレーラー自体がなかったら農作業に非常にその支障をきたすっていう部分もあるかとは思いますが、今あの小型特種ま

新型、新小型特種になってますですね、免許がねそれであの

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと大沼議員に、センターと今回の議案に関係ないので一般質問かなんかでやってください。

○４番（大沼恒雄議員）一般質問で。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○４番（大沼恒雄議員）分かりました。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。なければ討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成２２年第１回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

１７時０３分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員